

令和2年3月31日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度(平成31年度)の初日から令和2年2月29日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	64 トン	99 トン	超過済
		0.1 トン	99 トン	超過済
3	クリーム	29 トン	31 トン	超過済
		7.8 トン	31 トン	超過済
4	粉乳類	50,712 トン	38,785 トン	11,927 トン
		2,319 トン	32,228 トン	超過済
5	無糖れん乳	2,168 トン	1,656 トン	512 トン
		7.7 トン	1,647 トン	超過済
6	加糖れん乳	116 トン	271 トン	超過済
		13 トン	56 トン	超過済
7	ヨーグルト	13 トン	17 トン	超過済
		0 トン	17 トン	超過済
8	バターミルク	188 トン	20 トン	168 トン
		5.6 トン	12 トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925 トン	40,794 トン	27,131 トン
		9,903 トン	23,940 トン	超過済
10	その他の乳製品	12,628 トン	8,845 トン	3,783 トン
		4,548 トン	7,591 トン	超過済
11	バター	15,408 トン	20,641 トン	超過済
		731 トン	19,690 トン	超過済
12	雑豆	109,966 トン	73,277 トン	36,689 トン
		66,343 トン	34,372 トン	31,971 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756 トン	4,771,134 トン	1,116,622 トン
		112,572 トン	2,769,854 トン	超過済

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	1,055,889 トン	262,314 トン
		188,490 トン	227,595 トン	超過済
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	603,820 トン	196,803 トン
		714,372 トン	603,820 トン	110,552 トン
15	コーンスターチ	1,135 トン	3,226 トン	超過済
		72 トン	3,163 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	8,436 トン	7,974 トン
		2,905 トン	6,782 トン	超過済
17	マニオカでん粉	164,864 トン	125,384 トン	39,480 トン
		161,600 トン	125,350 トン	36,250 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	14,650 トン	7,424 トン
		22,074 トン	14,650 トン	7,424 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	1,213 トン	552 トン
		858 トン	1,173 トン	超過済
20	イヌリン	791 トン	1,545 トン	超過済
		6.9 トン	71 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	30,506 トン	6,814 トン
		22,927 トン	18,575 トン	4,352 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	178 トン	194 トン
		344 トン	178 トン	166 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	6,290 トン	3,273 トン
		1,792 トン	2,893 トン	超過済
24	でん粉調製品	108 トン	228 トン	超過済
		101 トン	228 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	3,724 トン	2,543 トン
		79 トン	2,149 トン	超過済
27	調製食用脂	21,111 トン	12,804 トン	8,307 トン
		98 トン	1,650 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	5.0 トン	3.5 トン
		8.5 トン	5.0 トン	3.5 トン
29	生糸	479 トン	235 トン	244 トン
		475 トン	235 トン	240 トン

【備考】

・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。

・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。